5　暗号資産等の貸付けを行う事業者が、国内における暗号資産等の貸付けに係る業務の用に供するため、暗号資産適用日前に国内において調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、当該事業者（消費税法第三十四条第一項に規定する相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した同項に規定する相続人、合併により当該事業を承継した同項に規定する合併法人及び分割により当該事業を承継した同項に規定する分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を暗号資産適用日以後引き続き当該業務の用に供している間は、当該調整対象固定資産については、同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供しているものとみなして、同法第三十四条の規定を適用する。

6　事業者が、暗号資産適用日前に国内において行った暗号資産等の貸付けにつき、消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

7　事業者が暗号資産適用日前に国内において行った暗号資産等の貸付けの対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）に係る売掛金その他の債権につき、同法第三十九条第一項に規定する事実が生じたため、当該暗号資産等の貸付けの同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった暗号資産等の貸付けに係る同項の規定による消費税額の控除及び同条第三項の規定による消費税額の加算については、なお従前の例による。

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等に関する経過措置）

第四条　新令第四十九条第一項の規定は、附則第一条第四号に定める日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

（合併があった場合の納税義務の免除の特例等に関する経過措置）

第五条　令和十年四月一日以後に開始する消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）に係る同法第十一条第四項に規定する基準期間における課税売上高又は同法第十二条第三項に規定する基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の計算については、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十八条第二項の規定の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この政令（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

国税徴収法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十七号

国税徴収法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第七十六条第一項第四号及び第百八十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（特定電子移転財産権の差押えに関する手続）

第三十二条の二　第二十三条（差押動産等の管理）の規定は、法第七十二条の二第一項（特定電子移転財産権の差押えの手続及び効力発生時期）の規定による特定電子移転財産権（法第七十二条第一項（特許権等の差押えの手続及び効力発生時期）に規定する特定電子移転財産権をいう。）の徴収職員の管理について準用する。

第三十四条中「給料等の差押禁止の基礎となる金額」を「給与の差押禁止」に、「十万円」を「十万七千円」に、「四万五千円」を「四万八千円」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十二条の次に一条を加える改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十八号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の四」を「第十九条の四の二」に、「第八節　譲渡所得等」を「第七節の四　譲渡所得等」に、「第八節の二　有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第二十五条の八―第二十五条の十五）」を「第八節　有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第二十五条の八―第二十五条の十五）　第八節の二　特定暗号資産の譲渡による所得の課税の特例等（第二十五条の十五の二・第二十五条の十五の三）」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の四」に改める。

第一条の四第三項中「に規定する政令」を「及び第五号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第三条第一項第四号」の下に「又は第五号」を加え、同条第五項中「第三条第一項第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第一号中「同項第四号」の下に「又は第五号」を、「した法人」の下に「又は同号に規定する該当することとなる法人（次項第一号及び第二号において「対象者等同族会社」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

6　法第三条第一項第五号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第三条第一項第五号に規定する特定法人（以下この項において「特定法人」という。）が同族会社公社債（対象者等同族会社が発行する公社債をいう。以下この項において同じ。）の利子の支払を受ける場合において、同号に規定する対象者その他の政令で定める者（以下この項において「対象者等」という。）が特定法人公社債（当該特定法人が発行する公社債をいう。以下この号において同じ。）の利子の支払を受けるときにおける当該特定法人公社債につき次に掲げる契約が締結されていることにより、当該対象者等が当該特定法人公社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合

イ　当該特定法人公社債に係る債務を担保するため、当該同族会社公社債を担保に供することとされている契約